

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の空き状態の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の管体に収めることを要しない無線設備又はその装置、及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。</p> <p>平成五年郵政省告示第二百六十六号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）は、廃止する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="219 965 1104 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 965 667 1062">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="667 965 1104 1062">使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1062 667 1114">一～八（略）</td> <td data-bbox="667 1062 1104 1114">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1114 667 1358">九 三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満 又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の無線設備</td> <td data-bbox="667 1114 1104 1358">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>三（略）</p>	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定方法	一～八（略）	（略）	九 三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満 又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の無線設備	（略）	<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の空き状態の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の管体に収めることを要しない無線設備又はその装置、及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。</p> <p>平成五年郵政省告示第二百六十六号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）は、廃止する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 965 2045 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 965 1608 1062">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="1608 965 2045 1062">使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1062 1608 1114">一～八（略）</td> <td data-bbox="1608 1062 2045 1114">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1114 1608 1358">九 超広帯域無線システムの無線局の無線設備</td> <td data-bbox="1608 1114 2045 1358">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>三（略）</p>	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定方法	一～八（略）	（略）	九 超広帯域無線システムの無線局の無線設備	（略）
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定方法												
一～八（略）	（略）												
九 三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満 又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の無線設備	（略）												
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定方法												
一～八（略）	（略）												
九 超広帯域無線システムの無線局の無線設備	（略）												

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 (略)

2 三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、その筐体は容易に開けることができない構造のもの

3 (略)

五 (略)

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 (略)

2 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、その筐体は容易に開けることができない構造のもの

3 (略)

五 (略)